

平成29年度 第2回日置市文化財保護審議会



島津齊宣奉納和歌短冊（大汝牟遲神社奉納品）

日時 平成30年2月15日（木）15：00～

場所 日置市役所本庁3階 議会応接室

《会次第》

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 教育委員会あいさつ
- 4 協議
 - (1) 文化財の指定について
 - (2) 平成29年度民俗芸能等伝承活動支援事業報告
 - (3) 平成30年度明治維新150周年関連事業について
 - (4) その他
 - ア 平成29年度鹿児島県文化財功労者表彰楠生恭二氏受賞について
 - イ 国指定天然記念物ヤッコソウ被害報告
 - ウ 資料の寄贈について
- 5 閉会

日置市文化財保護審議会委員

任期 平成 29 年 8 月 1 日～平成 31 年 7 月 31 日

役職	氏名	住所
会長	帖佐秀人	日置市伊集院町
副会長	楠生恭二	日置市東市来町
委員	石川みどり	日置市東市来町
委員	紙屋和信	日置市伊集院町
委員	大迫一弘	日置市日吉町
委員	西郷隆文	日置市日吉町
委員	下野衛	日置市日吉町
委員	川元茂信	日置市吹上町

事務局名簿

《事務局》	役職	氏名
日置市教育委員会 社会教育課文化係 Tel. 099-248-9432 FAX. 099-273-3145	社会教育課長	梅北浩一
	東市来支所教育振興課長	福山誠
	日吉支所教育振興課課長	丸田明浩
	吹上支所教育振興課長	秋葉久治
	社会教育課文化係長	田代誠治
	吹上支所教育振興課主幹	常田和彦
	社会教育課文化係専門員	瀧川哲哉
	社会教育課文化係調査員	西久保淳美

○日置市文化財保護審議会条例

平成17年5月1日

条例第98号

(設置)

第1条 文化財の保存及び活用を適正に行うため、日置市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、日置市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。